

令和 8 年度

鹿児島市水道局東塩屋第 1 雨水ポンプ場
電気需給仕様書

鹿児島市水道局東塩屋第 1 雨水ポンプ場の電気需給については、契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

鹿児島市水道局東塩屋第1雨水ポンプ場電気需給仕様書

1 概要

(1) 需要場所

鹿児島市谷山中央三丁目390-10

(2) 業種及び用途

下水道施設

2 仕様

(1) 供給電気方式等

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧（標準電圧）	6,000V
ウ 計量電圧（標準電圧）	6,000V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	1回線
カ 非常用自家用発電設備	有
キ 太陽光発電設備	無
ク コージェネレーション設備	無
ケ 蓄熱式負荷設備の有無	無

(2) 予定契約電力、予定使用電力量等

ア 予定契約電力	常用	53kW
(各月の契約電力は、供給開始後のその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値とする。)		
イ 予定使用電力量	16,500kWh	
(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの使用電力量の見込み。増減有り。)		
ウ 力率	100%	(平均)
(月別の力率は、実測値によるものとする。)		

(3) 契約供給期間

令和8年4月1日0時00分から令和9年3月31日24時00分まで

(4) 電力量等の計量

ア 自動検針装置	: 有
イ 電力会社の検針方法	: 自動検針
ウ 電力量計構成	: 電力需給用複合計器（普通級）

(5) 契約期間の電力消費計画

別紙1のとおり

- (6) 需給地点
需要場所の構内引込口に鹿児島市が施設する受電用負荷開閉器の一次側端子
- (7) 計量地点
需給場所の構内引込柱。
- (8) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (9) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

3 その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき九州管内で一般電気事業者としての許可を得ていた者（以下「旧電気事業法に基づく九州管内の一般電気事業者」という。）が、高圧又は特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要に対して定める標準供給条件並びに選択供給条件による。なお、入札金額の算定にあたっては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金及び電気・ガス料金負担軽減支援は考慮しないこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、協議の上、対応すること。